

(参考資料 1)

## 各私立学校関係団体へのヒアリング 概要

## 各私立学校関係団体へのヒアリング 質問項目

1. たたき台について、追加すべき観点や現場で対応する際の留意点、その他必要な事項について、ご意見をご記入ください。
2. 新たなセグメント情報の配分基準を導入するに当たり、どの程度の準備期間が必要、あるいはいつからの実施が望ましいとお考えでしょうか。具体的にご記入ください。その他、関連するご意見があれば併せてご記入ください。
3. 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」（令和6年1月31日）（[https://www.mext.go.jp/content/20240130-mxt\\_sigsanji-000033101.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240130-mxt_sigsanji-000033101.pdf)）では、「新たなセグメント情報の配分基準導入後も、例外として現行の配分基準を採用することが可能」としてはいますが、「期限を設けるべき」との意見もあります。「例外として現行の配分基準を採用することができる」取扱いに期限を設けることについて、賛成・反対いずれのお考えかご教示ください。  
賛成の場合はどの程度の機関を設けるべきかという点、反対の場合はその理由を、併せてご教示ください。
4. 新たなセグメント情報の配分基準を導入することにより、学校法人で対応に困難が生じる場合、その具体的な内容や解決策についてご記入ください。
5. その他、ご意見・ご質問があればご記入ください。

## 各私立学校団体からの意見（検討のためのポイント）

- (1) 共通経費について、現行の処理方法でよい。《⑫》
  - (2) 人件費については、教育研究と診療は一体化しており、正確かつ明確に区分することは不可能である。《①②④⑤⑥》
  - (3) 配分基準について、各学校法人の判断に任せる範囲を広く取りすぎると、学校法人ごとに異なる配分基準となる。《⑨⑩》
  - (4) 配分基準を作成するための勤務実態のデータの収集方法についてどうすれば、正確でかつ負担が少ない方法となるのか。
    - ・例えば、教員の申告に任せると、教員により教育研究と診療の区分けが異なることから、教育研究と診療を明確に区分することはできず、かえって恣意的な区分となる。《⑤》
    - ・あまりに詳細なものを求められても困難。《⑬》
    - ・毎年度、人件費をあまりに詳細なルールで勤務時間により細分化し、かなり複雑で大量な計算を行い、配分基準を精査するのは困難。《⑬》
  - (5) どのような基準であれば、「合理的な配分基準」であると言えるのか。
    - ・経費と同じように極力、定量的な基準を示すこととすれば、正確ではないかもしれないが、より実態に近づけるのではないか。《⑤》
    - ・ビーコン等により勤務実態を把握することを例として示すか。《⑭》
    - ・教育研究と診療を区分する目安を示してほしい。《③》
    - ・臨床系の教員に勤務実態を自己申告してもらい病院と医学部の負担割合を算出し、職位ごとにデータを取り、職位ごとの人件費の総額に負担割合を乗じて配分額を算出する方法の可否。《⑦》
  - (6) 配分基準の見直しのスパン
    - ・配分基準の見直しは3～5年のスパンを設けて実施。《⑦》
  - (7) 準備期間等をどう設定するか《⑭～⑰》
    - ・準備期間：2年
    - ・例外として現行の配分基準を採用することを認める期限：認めない
- ※《 》は、資料3-2の記載に対応

## 各私立学校団体からのヒアリングでの意見

### 【配分基準】

- ① 教育と診療は一体化しており、区分することは不可能である。
- ② (GPS などを使った) デジタルデータであっても教員の勤務実態を正確に捉えたものではないし、不規則な勤務体制などを考えると、教育と診療の線引きは困難。
- ③ 許容可能な比較的負担の少ない簡便かつ効率的な配分方法として、教育と診療を区分する目安を示してほしい。
- ④ 滞在した場所や建物で勤務実態を把握しても、臨床系教員については教育と診療を区分することはできない。
- ⑤ セグメントを分ける際に教員に聞き取りしても、教員により教育と診療の区分けが異なることから、教育と診療を明確に区分することはできず、かえって恣意的な区分となる。経費と同じように極力、定性的な基準ではなく、定量的な基準を示すこととすれば、正確ではないかもしれないが、より実態に近づけるのではないか。
- ⑥ 教育研究と診療を完全に区分することは不可能である。ざっくりとした比率を配分に用いるのであれば指標を出すことは可能である。
- ⑦ 臨床系の教員に勤務実態を自己申告してもらい病院と医学部の負担割合を算出し、職位ごとにデータを取り、職位ごとの人件費の総額に負担割合を乗じて配分額を算出する方法が考えられる。負担割合については、経年で変化していくが、データを取るのを3～5年のスパンを設けて実施すれば、ある程度簡易にできるのではないか。
- ⑧ 「類型と計上基準 (案)」については、学校法人が取り得る選択肢の一つとして提示したものである。
- ⑨ 配分基準について、一定のルールがあった方がよい。また、配分基準について、大学に任せるとした場合、配分基準の妥当性から望ましくない。人件費をどのように配分するのかについて一定のガイドラインが必要である。
- ⑩ WG のたたき台では、配分基準について、各学校法人の判断に任せるということになっているが、そうであれば、多くの例示を示してほしい。配分基準について学校法人の判断に任せ、会計監査人が納得すればよいとのことだが、あまりに曖昧な基準だと学校法人ごとに異なる配分となる。
- ⑪ 「合理的な配分基準」であることについてどの程度説明しなければならないか。
- ⑫ 共通経費について、現行の処理方法のままの方がよく、人件費について新しい配分基準を適用すればよいと考えている。
- ⑬ 学校法人会計基準に即した会計処理を求めている都道府県に所在する専修学校法人では、私学助成を受けているわけではないので、共通経費の按分は法人独自の方法で行

っていると思われる。

### 【準備期間等】

- ⑭ 令和8年4月までを準備期間とすれば、問題はない。
- ⑮ 勤務実態を配分基準とする場合、会計システムの改修が必要なので、<準備期間>と<例外として現行の配分基準を採用することを認める期限>を合わせて3年は必要であると考えている。
- ⑯ 会計システムについては、自前で開発している学校法人もあれば、業者が開発したシステムを利用する学校法人もあり、会計システムの改修にかかる時間は異なる。セグメントの設定をどうするのかと配分基準をどう入力するのかが必要である。配分基準を設定するために必要なデータを集めるに1年はかかる。
- ⑰ 人件費の配分は病院を設置する学校法人には大きな負担となる。あまりに細かい配分を求められるとしたら、相応の準備期間が必要となる。
- ⑱ 新しい会計システムの改修にベンダーがどこまで対応できるかについて懸念がある。会計システムの改修にどの程度期間がかかるかは不明。
- ⑲ 人件費の配分をどのように算出するのかWGのたたき台からは分からないので、会計システムをどの程度改修するのかについても分からない。そのため、準備期間についても、2～3年が妥当なのかも分からない。
- ⑳ <例外として現行の配分基準を採用することを認める期限>については、延長の方がよい。
- ㉑ 病院経営の把握は連続性のあるデータにより行い、経営状況が落ち着くまでは平行で新旧基準による計算書類を確認しないとイケない。

### 【負担】

- ⑳ コストは、システム改修費と投入する人的資源以外に、監査報酬の値上げがある。
- ㉑ 発令主義で作成した計算書類を再度セグメントに分けるときに、あまりに詳細なものを求められても困難である。毎年度、人件費をあまりに詳細なルールで勤務時間により細分化し、かなり複雑で大量な計算を行い、配分基準を精査するのは難しい。
- ㉒ ビーコンを使って勤務実態を把握することまで求められるのは難しい。

### 【その他】

- ㉓ セグメント情報を注記させるのは、ステークホルダーへの説明とのことだが、ステークホルダーへの説明としては、病院だけではなく、例えば学部学科のセグメント情報など他の切り口があると考えられるが、病院をセグメントとする理由について納得の

ある説明がほしい。

- ②6 何らかの基準が示されれば、学内での議論がしやすい。
- ②7 管理会計を実施せずに人件費を区分して会計処理していない学校法人もあることから、管理会計を行っていない学校法人に対して、配分基準の考え方を示してほしい。
- ②8 セグメントを区分するのであれば、「学校法人部門」をなくし、「学校法人部門」に計上していた経費を賄っている収入が配分されているセグメントに配分するという考え方もあるのではないか。
- ②9 これまで、専修学校法人は公認会計士による監査報告書を作成しているわけではなく、専修学校法人の監査に理解を深めている公認会計士が必要。
- ③0 配分基準について、新旧を一本化するといずれ私学助成に連動するのではないかという懸念や不安を持つ。